

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様

長野県環境部長

廃棄物の処理施設の設置等に係る指針の一部改正について（通知）

貴協会におかれましては、日頃から当県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

このたび、廃棄物の処理施設の設置等に係る指針（平成 20 年 10 月 14 日環境部長通知）を見直し、下記のとおり一部改正しましたので、御了知いただくとともに、会員への周知等御配慮願います。

なお、改正後の指針につきましては、長野県ホームページに掲載しています。

記

1 改正概要

「【参考】土地利用規制のある法令」として掲げる表の法令の追加、名称の改正等を行った。（詳細は別添新旧対照表のとおり。）

(1) 追加した法令

- ア 環境影響評価法
- イ 土壤汚染対策法
- ウ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例
- エ 長野県環境影響評価条例
- オ 長野県砂防指定地管理条例

(2) 法令、土地利用規制等及び表中の一部改正

ア「法令」欄中

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めた。

イ「土地利用規制等」欄中

「河川法」の右欄

「第 6 条第 1 項に規定する区域」を「河川区域及び河川保全区域」に改めた。

ウ 表中

「自然環境保全関係の法律」を「環境保全関係の法律」に改めた。

2 施行年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 掲載場所

【廃棄物の処理施設の設置等に係る指針】

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/index.html>)

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係 (課長) 伊東和徳 (担当) 小松仁美
電 話	026-235-7164
ファクシミリ	026-235-7259
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp